

会 議 録

| | |
|---|---|
| 会議の名称 | 新しい公民館・図書館のあり方策定委員会 第6回 |
| 開催日時 | 平成17年 3月 18日(金) 19時00分から21時20分まで |
| 開催場所 | 谷戸図書館読書会室 |
| 出席者 | (委員) 朝岡委員 大澤委員 星野委員 加藤委員 服部委員 石井委員 米澤委員 門委員 (事務局) 島崎保谷公民館長 小池中央図書館長 奈良係長 村上主任 |
| 議 題 | 「新しい公民館・図書館のあり方」の報告について |
| 会議資料の名称 | (1) 新しい西東京市公民館のあり方(素案) (2) 「社会教育法」に照らした西東京市公民館の現状と課題 (3) 公民館の設置及び運営に関する基準 (4) 新しい西東京市図書館のあり方(素案) (5) 「図書館法」に照らした西東京市図書館の現状と課題 (6) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について (7) 第5回会議録 |
| 記録方法 | 発言者の発言内容ごとの要点記録 |
| 会 議 内 容 | |
| <p>発言者名： 発言内容</p> <p>委員長： 会議を始めます。はじめに図書館長より報告があります。どうぞ。</p> <p>図書館長： 前回の会議を受けまして、報告をどのような形で行うか確認してまいりました。16年度の事業なので、3月のあり方の審議をもって3月の末でご報告をいただきくようお願いいたします。時間のない中での作成となりますので、なお文言の訂正などがあると思いません。訂正の作業は事務局のほうで責任を持って行いますが、委員の方にもご協力をお願いいたします。</p> <p>委員長： 質問のある方はどうぞ。</p> <p>委員： 協力とは具体的にどんなことなのか。どういう形を考えているのか。</p> | |

図書館長：

3月までの審議を終えた後、ご報告をいただくわけですが、事務局だけでは完全なものできませんので、ご協力いただける方にはご協力いただきたいと思います。協力の仕方は委員長・副委員長にお任せしたいと思います。

委員：

3月いっぱいをもっての報告というのは書面をもってということですか。3月31日には時間的に無理だと思うのですが。

図書館長：

3月いっぱいの審議をもちまして提言をいただきたいのでよろしく願います。

委員長：

整理をしますと、前回この場で決めていただいた3月31日までに中間報告を作成し4月以降は報酬は出ないけど、自主的に委員みんなで協議して数ヵ月後に報告を提出する。これに対して事務局は3月まで報告を挙げてほしいということです。

委員：

事務局の素案に意見なり手直しを加えるということか、別の形を委員が作成することでもいいのか、ということも委員に委ねるという事でいいのですか。

副委員長：

事務局の素案は今後討議をしていくための参考資料として扱えばいい。市とすると17年度予算は持っていないので16年度内に報告を提出するしかないということだと思う。

委員長：

提言の出し方についてはどう考えているのですか。

図書館長：

委員会にお任せいたします。

委員：

図書館協議会のとときに一からの作業では時間が掛かるので、3人の委員が起草委員として個々で素案を執筆し持ち寄りまとめたことがあったが、この委員会も起草委員を立てないと報告も作成が難しいのではないかと思います。

委員：

委員会の討議の時間が残り少ないので、この問題に余り時間をかけたくないのだが、委員会で討議された内容を、どうつないでいくか、事務局が作成しそれに手を加えることで十分なのではないか。

委員長：

3月末までに報告（案）を作成し、個々に調整をし、あと1回委員会を開いて「案」を取るための確認の委員会を開くこととします。

事務局の素案の検討を始めます。最初に意見を提出していただいた委員から説明を受けたいと思います。

委員：

意見の提出が私のみであったことは残念です。私の意見については、ここでは説明いたしませんので、提言を作成する過程で取り入れてもらえたらよいと思います。

委員長：

事務局の資料を参照してください。

公民館長：

作成の意図は昨年度出された告示に基づいて作成したものです。公民館関係資料として、社会教育法に照らし公民館の現状と課題を整理しました。また、基準の中で規定されているもの、課題等に則して現在考えつく範囲で作成したものです。先ほどの討議にもあるようにこれにこだわる必要はないと考えております。

委員長：

この中身についてのポイントはあるのですか。

公民館長：

毎年公民館の運営の方針について決めておりますが、これからもこのままでよいのか、新しい公民館というものが求められているのではないかと、ご意見がいただければと思います。

委員長：

次に図書館長から説明をどうぞ。

図書館長：

（関係資料を説明）資料の収集等の中で地域行政資料の所蔵数に見合う広さが必要と考えられます。映像資料については未所蔵ですが要望の多いものなので今後、検討が必要かと考えております。図書の配列・分類のところで書店に負けないような書架のレイアウトが必要だと考えております。6館1分室による図書館ネットワーク網とありますが、大きな拠点になるような図書館を作るという考えと、身近に歩いていける場所に施設を配置し、全市を網羅するというふたつの考え方があると思います。拠点と身近、の両方を満たす施設配置が一番よいと思いますが、財政的に困難なので、西東京市は後者の全市に配置する方法を選択して現在至っています。

自己評価については、第三者を交えた場を設け客観的な評価をしていかなければと考えております。情報公開の整備、開館日時の整備等についても今後の課題としていきたいと思っております。以上です。

委員長：

今の説明を聞いて3章くらいの構成にしてはどうかと思ったのですが。

表題を「『西東京市新しい公民館・図書館のあり方』について 報告（提言）案」

(1) 公民館・図書館のあり方に関する基本課題

(2) 新しい公民館のあり方について

(3) 新しい図書館のあり方について

とし、原案の作成を図書館については大澤副委員長に、公民館については星野委員に書いてもらってはどうか、という提案をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員：

今の提案でけっこうですが、星野委員は西東京市に住んでないので意見を先にお伝えしておきたいと考えますが、いかがでしょうか。

委員長：

では、意見のある委員は、原案を作成する委員に直接連絡して意見を述べてもらうということでもよろしいかと思えます。

次に内容の討議に移りたいと思えます。ご自由に意見をどうぞ。

委員：

事務局の素案の最初にある基本視点には民営化という内容が盛り込まれていないようだが、市民は民営化するということに関心を抱いているのではないか、公民館や図書館にとって民営化の及ぼす影響はどうなのか、もっと思い切った提言が必要と思えます。行政の発想でないものを提言として作成していきたいと思えます。

委員長：

積極的に提案してもらい、それをもとに討議していけばいいと思えます。国の設置基準に寄り添うのではなく、もっと自由に公民館・図書館を考えていっていいのではないかと、また、みんな同じ施設というのではなく個性や特徴を持っていけばいいのではないかと、という提案になると思えます。ほかの委員の方はいかがでしょうか

委員

今の話は運営母体に関する話だと思うのですが、運営母体が公営であっても民営であっても、箱物たる公民館や図書館ではなく、そこにいる職員が大事だと思います。図書館の説明では館ごとの特徴ある運営という話もありましたが、公民館の話にはこのことに触れられていなかったと思えます。公民館や図書館の職員像というものが盛り込まれていないので、あり方の提言にはその部分を載せたいと思えます。

委員長：

具体的にどのような職員像が望ましいと考えていますか。

委員：

職員の件に関しては、公民館運営審議会の中でも話題になっていますが、主催講座の内容が偏ってしまう状況もありますが、実情は公民館主事の配置が少なく、6館ある中で2名しかいないのです。

委員：
講座の偏りとは具体的にどんな状況なのでしょう。

委員：
カルチャーセンター的な講座が多く、一方で、そうした講座でないと人が集まらない現状があります。

委員：
講師派遣事業をきっかけにして新しい方向にしていけないか審議しています。カルチャーセンターでなく、公民館的事業の主催が必要ではないでしょうか。

委員：
物理的な条件があるので、公民館を利用しにくい市民もいます。それでも、公民館を感じるのには講師派遣事業制度があるからだと思いますが、最近ではその活気が感じられない。手続きの面倒が利用率を低くしているのなら、簡素化していく工夫が必要なのではないでしょうか。生涯学習的なものとして、出前講座的なことも、自分の住んでいる地域に公民館がなくても、身近に公民館を感じることでできる事業ではないでしょうか。

公民館長：
出前講座は社会教育課での事業です。学校運営協議会を立ち上げそちらのほうでも事業を実施しております。

委員：
講師を呼んで事業を増やそうと言うが、場所の余地がないのではないか。

委員：
公民館事業を優先して入れてから自主団体に貸出せばよいのではないのでしょうか。

委員：
講師派遣事業は公民館を利用してやる事業です。

委員：
空いているところで実施するとして、公民館が無理であるなら講師派遣は出前事業として実施すればよいのではないのでしょうか。

委員：
講師派遣事業は主に団体が利用しているが、内容的に偏りがある。新しい団体に力をつけるために使うのが本来の主旨だが、補助金的な要素が強くなっているのではないか

と思います。

副委員長：

この話をしていくと、主題がずれていくので、星野委員の案からスタートしていくことが望ましいと思います。

公民館長：

学校区域や学校施設の利用も今後は考えていく方向にあります。

副委員長：

生涯学習的な社会教育の視点で見ていくことが必要であり重要なことです。先ほどの委員の話のように身近に施設がない。図書館の場合も歩いていける範囲にあるのがよい。生涯学習をどう進め、この中で公民館・図書館をどう位置づけるか、社会教育施設の中で明確にしていない。その地域になればそれぞれの役目をすればよいと思います。

委員：

個人の利用は公民館ではしづらい。自分は公民館の事業はIT教室しか利用したことがないが、応募の内容がほとんどわからないし、中身が硬直している。こうした中身に意見をしたいが、個人の自分にはどこに行けばよいのかわからないし、個人の声を聞いてくれるシステムがないので、作るべきではないか。

委員：

個人利用者の声を救い上げるシステムは大切だと思います。ただ、民営化を取り上げるには討議する時間がないので不安です。国や行政が民営化していく方向を見せている。民間とのコラボレーションや民営化の文言をこのあり方で取り上げるのは無理ではないか。後の影響が大きいと思います。

委員：

それには反対です。基本姿勢でとらえないのはおかしい。市民は公民館・図書館で民営化した場合はどうなるのかということを知りたいと思っているのではないのでしょうか。触れないと、公民館・図書館を使わない人にもわからないと思います。民営化のいいところを取り上げ吸収していく姿勢を示すことが大事だと思います。

副委員長：

23区を見る限り、図書館では頭部分ではなく手足の部分で使えるのではないかと思います。

委員：

平成15年に公民館・図書館の民営化がでて自分なりに勉強してきたが、資料をお貸しするのでそれを見てから議論してほしいと思います。

委員：

西東京市は図書館の自習室の設置率が低いのではないかと。施設を作るときに問題があるのではないかと。

副委員長：

図書館は学習機能を持つ施設なので学習用のスペースが必要だと思う。広い学習スペースを持つ図書館もある。

委員長：

公民館にはないのですか。

委員：

学習室という名称はあるが実質は違う。

副委員長：

60年代の図書館では受験生に図書館を乗っ取られるという危機がありました。70年代その反省から学習室機能がない図書館が主流となりました。

委員：

コミュニティーセンターには学習室があります。図書館資料を利用する学習機能を持つことは図書館でもよいと思います。

委員：

その地域をどうしたらよいのか、公民館・図書館の職員間で意見交換し、意思疎通を行っていく、どう事業を進めていくかを戦略として一緒に協議することが重要だと思います。

委員：

主事・司書の専門性を前提でキャリアの蓄積が必要であると同時に、公民館・図書館だけでなく生涯学習としての視点を持つ研修や交流が必要ではないのでしょうか。

委員：

これからは地域から求められるのではないかと。

委員長：

では、意見のひとつとして基本的な視点をあげたいと思います。

- (1) 市民の参画「市」民営化を進める
- (2) 職員による専門的な支援として市民との協働
- (3) 身近なところに施設を配置する(ターミナル型、コミュニティ型)
- (4) 社会的に排除されやすい人々の視点を大切にする
- (5) 学校(施設・校区)を基礎として事業づくり

以上の5点ですが、(1)は企業に民営化するのではなく、多様な形で市民に参画してもらう。(2)は多様な形の協働による運営化の仕組みづくり。(3)は原則を立てる。市民の階層で分類する。日常的な生活はコミュニティ型、もう一方では通勤の中で交通の便のよいところに設けるターミナル型。積極的な複合化を進める方向にある。新

設は認められないが、増改築だと認められやすい。(4)は福祉との連携を想定される。団体等に属していない市民も定義づけていく。(5)は校区に注目せざるをえないだろうという観点から発展的に考えていく。将来的に空き教室を利用し複合化していくことがよいのではないか。

委員：

無料の原則化を盛り込みたい。指定・民営でない直営の中で市民参画できないか考えていきたい。

委員長：

民営、直営に関わりなく積極的な市民参画が必要と思います。

委員：

民営という言葉は別の使い方をさせるので好ましくない。

委員：

公民館・図書館の公共性を盛り込みたい。

委員長：

学習権の保障も必要でしょう。

委員：

図書館は個人での利用があるが、公民館は個人の利用がしにくい。

委員長：

3月末までに提言案を出す。今後1回は開くが中間報告というのではなく、提言(案)を出すこととする。委員長、副委員長、星野委員が案を出し最後に文章をまとめるということで、今回は文案の骨子を提案します。おつかれさまでした。